

産業厚生常任委員会会議録

(閉会中 令和3年8月30日)

長 与 町 議 会

産業厚生常任委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和3年8月30日
召集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	河野 龍二	副委員長	八木 亮三
委員	西田 健	委員	浦川 圭一
委員	中村 美穂	委員	吉岡 清彦
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会議務局理事 富永 正彦

本日の委員会に付した案件

請願1号 我が国の領海・排他的水域での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願

開 会 9時30分

閉 会 9時45分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。令和3年第2回定例会本会議におきまして本常任委員会に付託を受け、継続審査になっておりました請願1号我が国の領海・排他的水域での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願の件を議題といたします。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

これより討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

請願第1号について、反対の立場から討論いたします。請願の趣旨にあります、日本の漁業者の操業の安心安全及び漁獲量の確保は、国民の経済活動と食糧供給の安定を守るという点において、全ての国民に関係する重大な問題であるということは理解いたします。しかしながら本請願の内容につきましては、まず大村湾漁協に確認いたしましたところ、本町には国境海域及び大和堆周辺海域で操業する漁業者はいないということで、県内の国境海域及び遠洋漁業者を管轄する長崎県議会において、同趣旨の請願が昨年採択され、既に意見書が国に提出されていることにも鑑みますと、本町議会として可決、提出する必然性はないものと考えます。本請願の前段において、尖閣諸島周辺での中国漁業者の近年の行動について言及されていますが、2000年に発効した日中漁業協定において尖閣諸島は例外水域とされており、尖閣周辺の排他的経済水域での中国側の活動は日本は取り締まらないものという取り決めに両国が同意しておりますし、現状でも、領海については侵入した中国漁船を拿捕するなどの対応がとられております。また国においては平成28年12月に海上保安体制強化に関する方針が関係閣僚会議で決定され、その後も毎年12月に関係閣僚会議が開催されており、昨年、令和2年12月の当該会議の議事録からも、日本政府が尖閣諸島周辺海域への中国公船の確認日数や領海侵入時間が令和2年に過去最多となったことや、大和堆周辺海域における外国漁船の違法操業が問題であることは十分に認識しているものと考えます。同会議において菅総理大臣も、「国民の安全安心を守り、海洋の安全秩序を次世代につなぐため、海上保安庁をはじめとする関係省庁が力を結集し、海洋の安全保障の確保に全力を尽くすように」との旨の発言をしており、海上保安庁が同方針に基づき、大型巡視船や大型練習船、ヘリコプターの追加配備を決定していることも考えますと、本請願が求める漁業活動の安全確保についての適切な措置というのは既に実行されており、今後も拡充されるものと考えます。中国の海警法につきましても、菅総理が今年2月に「日本の強い懸念を中国にしっかりと

と伝える」と明言しており、このたびの請願で求められている内容は既に取り組みられているものと判断いたします。以上のことから、本請願は不採択が妥当であると考えます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

次に、賛成討論はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

請願1号我が国の領海・排他的水域での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願について、賛成の立場で討論いたします。本請願においては、本県水産業の現状と、とりわけ尖閣諸島周辺における中国の行動並びに日本海の排他的経済水域のある大和堆における中国漁船の違法操業による我が国の漁業活動を脅かす現状が示され、その改善を求めるべく、国に対し、本議会より意見書を提出されるよう、意見書案を添えて請願がなされたものと理解しております。本町における直接的な漁業被害は想定できないとしても、国、長崎県における水産業の維持、発展を阻害する要因となり、将来的には本町住民の食生活にも影響を与えかねない案件であり、一刻も早い改善を求めるとする本請願については賛成といたします。

○委員長（河野龍二委員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願1号我が国の領海・排他的水域での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願を採決します。この採決は起立によって行います。

本請願を採択すべきものとすることに賛成の方の起立を願います。

起立少数。よって、本請願は不採択すべきものとすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。以上で本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

（閉会 9時45分）